

# 令和7年度からの農地の貸し借りについて 利用権設定方法が大きく変わります

農地の貸し借りについて、**令和7年度からは、貸し手と借り手の合意による相対の利用権設定はなくなり、貸し手と借り手の合意に加え、地域計画との合致が必要になります。**

利用権設定は、農業委員会、市町村、農業会議(農地中間管理機構)が間に入り貸借契約事務を行い、市町村長が認可します。

令和7年度からの利用権設定は、すべて農地中間管理事業で設定します

合 意

小規模な  
野菜だけ  
にしたい



貸し手

遊休化す  
る前に貸  
したい

規模を拡  
大したい



借り手

点在する  
農地を集  
約したい

## 地域計画に合致（主な合致点）

- 借り手は多様な担い手一覧に記載
- 対象農地は今後とも守るべき農地

合致しないが地域計画実現に必要な権利  
移動の場合は設定後に地域計画を見直し



借  
入

農業委員会の承認により市町村と農業会議が協力して権利設定の計画を作成し、市町村長が認可・公告

京都府農業会議（農地中間管理機構）

貸  
付